

# 新型コロナウイルス感染症対策

## 危機関連保証

山梨県信用保証協会では、新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業・小規模事業者のみなさまの資金繰りをサポートします。

### 危機関連保証

ご利用いただける方	中小企業信用保険法第2条第6項の規定により、経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者
制度概要	全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種(保証対象業種に限る)の事業者を対象に「危機関連保証」として、 <b>売上高が前年同月比▲15%以上減少</b> する中小企業・小規模事業者に対して、一般保証枠(2.8億円)、セーフティネット保証枠(2.8億円)に加えて更なる別枠(2.8億円)の保証を対応いたします。
保証限度額	2億8,000万円(一般保証枠・セーフティネット保証枠とは別枠)
対象資金	経営の安定に資する資金(運転資金・設備資金)
保証期間	10年以内( <b>据置期間2年以内</b> )
貸付利率	金融機関所定利率
保証人	原則として法人代表者以外不要・個人事業主の場合は原則保証人不要
保証料率	0.8%(責任共有制度対象外)
添付資料	本制度の利用に当たっては、認定申請書(所轄市町村長又は特別区長の認定文言及び記名押印のあるもの。)の提出が必要です。認定書につきましては各市町村にお問い合わせください。
指定期間	令和2年2月1日～令和3年12月31日まで

※金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。

 山梨県信用保証協会

本店：TEL 0120-970-260

富士吉田支店：TEL 0555-22-0992

<https://cgc-yamanashi.or.jp>

